

公文書書き換えコーパスの統語論的分析

—受身を中心に⁽¹⁾

庵 功雄

要旨

公文書を書き換える際、問題となる統語現象の1つに受身がある。(直接)受身は一般言語学的に、動作主を背景化する統語操作であるとされている。受身はこのように動作主を不問にするものであるため、それを使った文では責任主体が曖昧になる。そのことは公文書において問題であり、英語の Plain English の解説書などでも公文書では受身を避けるように書かれている。以上の観点から、本稿では、公文書書き換えコーパスを分析した。具体的には、第一次書き換えで残った受身を含む文(に対応する原文)を別の書き換え作業者に依頼して書き換えてもらった。その結果、全ての直接受身文は日本語としてのわかりやすさを保った形で受身を使わずに書き換えられることが示唆された。

1. はじめに

現在の「やさしい日本語」研究の中心的なテーマの1つは「公文書の書き換え」である。

筆者を研究代表者とする科研費の研究グループでは現在このテーマに取り組んでいる。公文書の書き換えをどのように行うかを定式化し、最終的にはそれを自動翻訳システムに載せることが本研究の目標だが⁽²⁾、本稿で

は、その第一歩として、書き換えコーパスを分析し、そこでの「受身」の扱われ方について報告する。

2. 公文書の書き換えと受身

公文書をわかりにくくしている要因はいくつか考えられるが、受身もその1つである。このことは Plain English のハンドブックである U.S. S.E.C. (1998) においても指摘されている。本稿ではこの点を捉え、公文書の原文で受身が現れたものがどのように書き換えられたかを検討するが、その前に、(直接)受身の機能について概観しておく。

2.1 直接受身の機能——一般言語学的観点から

直接受身の機能についてはさまざまな指摘がなされているが、本稿では柴谷(2000)の説に従う。

柴谷(2000: 122-123)は、文の成立に必須的な成分を「文法項 (terms)」, そうでないものを「非文法項 (non-terms)」とし、前者をさらに統語的優位性の観点から「主要文法項」と「二次的文法項」に分け、これらの区別にもとづいて、能動態 (active voice) と受動態 (passive voice) を次のように区別している。

(1) 能動態	動作主	対象	意味関係
	主語	目的語	文法関係
	主要文法項	二次的文法項	項構造
	(太郎が次郎を殺した.)		
(2) 受動態	動作主	対象	意味関係

φ/斜格目的語 ⁽³⁾	主語	文法関係
(非文法項)	主要文法項	項構造
(次郎が ^s (太郎に)殺された.)		

その上で次のように述べている (柴谷 2000: 123).

(3) ここで注目すべきは, (6) (本稿の(2)) のように他動詞が受動化した文は, 構文的には自動詞文であるという点と, 対象が主語と対応しているという点で, 次のような自動詞文に文法的な意味と構文特性において類似性を見せるという点である.

ここで, 柴谷が指摘しているように, 受動文 (直接受動文)⁽⁴⁾では対応する能動文の動作主が不問に付されうる. つまり, 能動文の動作主に言及しなくても文法的に完全な文が成立するのである⁽⁵⁾⁽⁶⁾.

2. 2 受動文の機能——公文書との関連から

上で見たように, 直接受身では動作主が不問にされうる. このことは公文書でこうした受身が使われると, その文章の責任の所在がわかりにくくなることを意味している. こうした「動作主を欠く受身文 (passive with agent deleted)」は日本語母語話者にとっては必ずしも文理解を困難にするものとは言えないかもしれない. なぜなら, 母語話者は上記(2)のように, 受身文が対象を主語とする自動詞相当の表現であるという統語的知識を内在化しているからである⁽⁷⁾. しかし, 非母語話者にとっては, 受動文は必ずしも情報処理上, 能動文とほぼ等価であるとは言えない可能性がある. 例えば, 現行の初級日本語教科書における直接受身文はほとんど「動作主を含む受身文」であり, 学習者が「動作主を欠く受身文」に接する割合は低いと考えられるためである.

さて, いずれにしても, 公文書は本来, それを発行する公共機関が主体

的に関わる形で情報を提示するべきものであるということからすれば、そうした責任の主体を曖昧にする受動文を公文書で使うべきではない。この点を井上（1984: 51-52）は次のように述べている（下線および強調点（原文は縦書きのためそれぞれ「傍線」「傍点」）は原文）。

- (4) さてもうひとつ、大いに幅をきかせている受身表現がある。『朝日』夕刊の第一面トップは五十三年度の農業白書の内容紹介で、例えばこうなっている。

「大規模農家を中心に、借地などによって規模拡大を図る動きが強まっている。また、世帯主が五十歳以上で跡継ぎのいない農家が約百万戸あるので、今後、中核的農業への土地利用の集積が見込まれる。」
「農業を従とする第二種兼業農家は、社会の安定層として地域社会の維持、発展に寄与することが期待される。しかし、出稼ぎ、日雇いなど不安定な兼業もうち三割ほどあるので、雇用の安定に努めるべきだ」。こうしたことが白書のポイント。

右の農業白書の記述が何となく無責任に見えるのはなぜであろうか。傍線の部分が、

……と考えられる ……成行が注目される ……と思われる
……とみられる ……と思い出される

などと同じ、あの悪名高い「自然可能的な受身」になっているせいである。「なすがまま」「なされるがまま」「自然になるようになる」といった調子で書かれているから無責任な印象を受けるのである。危機に瀕した日本農業を、農民とともに、死にものぐるいで少しでもまじな方向へ推し進めていかねばならぬはずの農林水産省が、他人事のように、あるいは宿命論者よろしく、自然可能的な受身表現でレポートを記す。たいした度胸であると感心せざるを得ぬ。白書ぐらい受身抜きで書いてみたらどうなのかね。

ここで引用した部分には、公文書において受身を使うことの弊害が明確に述べられている。

一方、アメリカにおける Plain English のガイドブックである U.S. S.E.C. (1998: 19) においても、公文書で受身をできるだけ使うべきではないことが述べられている（下線筆者）。

(5) **The active and passive voices**

If you need it, here's a quick refresher on the active and passive voice.

active

The investor buys the stock.

In the active voice, the subject of the sentence, the investor, performs the action, buying the stock.

passive

The stock is bought by the investor.

In the passive voice the subject, the stock, is acted upon. The person or the thing doing the action is introduced with "by." But sometimes, the person or thing doing the action is deleted, leading to...

passive with agent deleted

The stock is bought.

You don't know who bought the stock. You'll find many examples of the "passive with agent deleted" in disclosure documents.

Readers understand sentences in the active voice more quickly and easily because it follows how we think and process information. Many times the passive voice forces readers to take extra mental steps as they convert the passive into the active.

その上で、次のように述べている（U.S. S.E.C. (1998: 21 下線筆者））。

(6) Don't ban the passive voice, use it sparingly

As with all the advice in this handbook, we are presenting guidelines, not hard and fast rules you must always follow. The passive voice may make sense when the person or thing performing the action is of secondary importance to another subject that should play the starring role in sentence. Use the passive voice only when you have a very good reason for doing so. When in doubt, choose the active voice.

本稿でも、受身を避けることで不自然な日本語になるとすれば、受身を使うことを避ける必要はないと考える。しかし、その懸念がないのであれば、上記の理由から、受身は避けるべきである。以下では、公文書における受身を「日本語としての自然を保ったままで」受身を使わずに書き換えることが可能かについて検討する。

3. 書き換えコーパス

本稿では、協力自治体の HP などから取得した原文を経験 10 年以上の日本語教師の手で書き換えた、「原文」と「やさしい日本語」の対訳コーパスを一次的な分析対象とする。

書き換え作業者は、原文を構造を変えずに書き換える「逐語訳」、段落内で再構成してもよい「意識」、そのテキストの内容をまとめた「要約」の 3 レベルで書き換えること、その際、原則として、文法項目としては庵 (2009) の Step 1, 2 にあるもののみを使うように指示されていた⁽⁸⁾。受身は Step 1, 2 に含まれていない。本稿では逐語訳のみを考察対象とする。

4. 分析結果 (1)

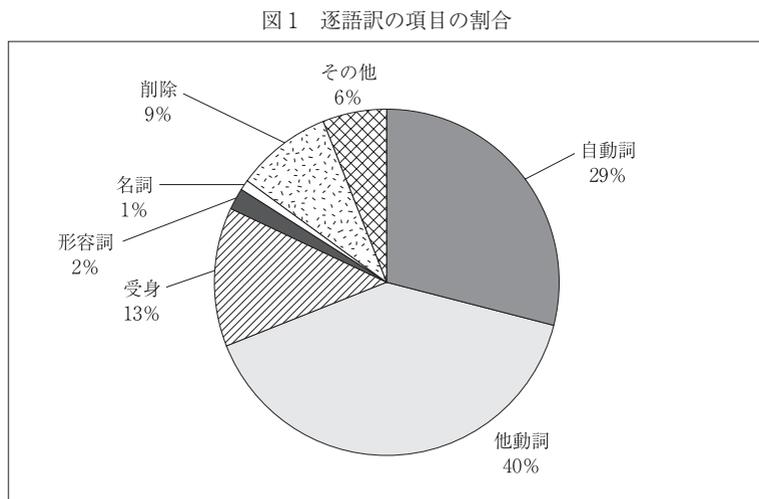
このような形で分析を行うが、まず、原文では、受身は異なりで 356 回、

延べで 1184 回出現した。それらの上位 20 位の語形は次の通りである。

表 1 原文の受身

順位	語形	頻度	% (累計)
1	行われる	79	6.7
2	支給される	39	10.0
3	される	36	13.0
4	適用される	31	15.6
5	認められる	28	18.0
6	定められる	25	20.1
7	決められる	23	22.0
8	指定される	22	23.9
9	記載される	18	25.4
10	見られる	17	26.9
11	なされる	16	28.2
11	交付される	16	29.6
12	請求される	15	30.8
13	言われる	14	32.0
13	含まれる	14	33.2
13	求められる	14	34.4
16	課税される	13	35.5
17	義務づけられる	11	36.4
18	改正される	10	37.2
18	支払われる	10	38.1
18	設置される	10	38.9
18	発行される	10	39.8
18	発表される	10	40.6
	合計	1184	100.0

次に、この1184例がどのように書き換えられたかを見ると、図1のようになる。



ここでは受身が156例（13%）残っている。その上位10位は次の通りである。

表2 書き換え後の受身

順位	語形	頻度	% (累計)
1	使われる	13	8.3
2	書かれる	12	16.0
3	作られる	9	21.8
4	される	8	26.9
4	決められる	8	32.1
4	行われる	8	37.2
7	発見される	5	40.4
8	お願いされる	3	42.3
8	騙される	3	44.2
8	言われる	3	46.2

8	開かれる	3	48.1
8	集められる	3	50.0
8	選ばれる	3	51.9
8	送られる	3	53.8
8	払われる	3	55.8
8	返される	3	57.7

さて、このように書き換え後も受身が残っているわけだが、この理由は2つ考えられる。

1つは、ここで書き換え後も残った受身は日本語の受身の中でどうしても必要なものであるという場合であり、もう1つは、書き換え者が最善を尽くさなかったために受身が残ったという場合である。この点を検証するため、最初の書き換えを担当していない別の書き換え者に改めてこの156例の書き換えを依頼して検証した。

5. 分析結果（2）

ここでは、新しい書き換え者Aのデータの全体像を見る（逐語訳のみを考察対象とする）。

このデータを見ると、書き換え後も受身が残ったのは「盗まれる」のみである（以下、「原」は「原文」, 「書」「書き換え文」をそれぞれ表す）.⁽⁹⁾

- (1) 外国人登録証明書をなくしたり、盗まれたとき、焼失したときは14日以内に居住地の市区町村の役所で再交付申請をしてください。
(原)
- (1) 外国人登録証明書をなくしたり、盗まれたとき、焼いてなくしたときは、それから14日のあいだに住んでいる所の市区町村の役所で、またほしいと書類を書いて出してください。(書)

表3 再書き換え後の受身（〈自〉〈他〉はそれぞれ「自動詞」「他動詞」）

順位	言い換え	頻度	% (累計)
1	〈他の表現〉	15	9.6
1	決まる・決まった・決まっている 〈自〉	15	19.2
3	ある 〈自〉	11	26.3
3	もらう・もらうことができる 〈他〉	11	33.3
4	書いてある・書いていない 〈他〉	6	37.2
5	行う 〈他〉	5	40.4
5	作る 〈他〉	5	43.6
5	使う・使うことができる 〈他〉	5	46.8
8	と言う 〈他〉	3	48.7
8	見つかる 〈自〉	3	50.6
8	守る・守らなくてはいけない 〈他〉	3	52.6
8	集める 〈他〉	3	54.5
12	（会を）する 〈他〉	2	55.8
12	する 〈他〉	2	57.1
12	★盗まれる	2	58.3
12	と思う 〈他〉	2	59.6
12	はっきり書く 〈他〉	2	60.9
12	選ぶ 〈他〉	2	62.2
12	届く 〈自〉	2	63.5
12	必要になる・必要だ 〈自〉	2	64.7
12	払う 〈他〉	2	66.0
		156	100.0

- (2) 警察署や消防庁のトップが作った登録証明書をなくしたことを伝える用紙、とられたことを伝える用紙、火事にあったことを伝える用紙など（原）
- (2) 警察署や消防庁のいちばん上の人¹が作った登録証明書がなくなったことを書いた紙、盗まれたことを書いた紙、火事にあったことを書いた紙

た紙など（書）

この2例を見ると、これらがいずれも「持ち主の受身（中間的な受身）」であることが分かる。つまり、直接受身は全て受身を使わずに書き換え可能であるということである。

以下、原文の直接受身を書き換えたもののうち、主なものの例を挙げる。

【他の表現】

- (7) 撤去された自転車を引き取る場合には、かぎと外国人登録証明書や運転免許証などの身分証明書が必要です。（原）
- (7) 止めてはいけな所^いに止めた自転車を係の人がよそに持っていったので、それをもらいたいときは、かぎと外国人登録証明書や運転免許証などの何か身分がわかるものが必要です。（書）
- (8) 撤去されると保管料や移動料を払わないと返してもらえない場合があります。（原文）
- (8) 係が他の場所に動かしたとき、そこで預かるためのお金、そこまで動かすためのお金を払わなかったら、もらうことができない場合があります。（書）
- (9) 相談に来ない人の中には、「だまされていることに気づいていない」「どこに相談してよいかわからない」「だまされたことが恥ずかしいと思ひ隠してしまう」ケースが多いようです。（原）
- (9) 相談に来ない人には、「相手が自分をだましたことが分からない」「どこに相談したらよいか分からない」「相手が悪いと分かったけど、それを恥ずかしいと思ひ隠す」ことが多いと思ひます。（書）

【決まっている・決まった】

- (10) 11. 本規約は、その成立、効力、解釈及び履行を含め、全ての事項について日本国法令に規律されるものとします。（原）

- (10) 11. この規則は、できたこと、はたらき、考え方、行いなど全部について日本国の法律などで決まっています. (書)
- (11) ※野焼き（ごみを燃やすこと）は法律で禁じられています. (原)
- (11) ※野焼き（外でごみを燃やすこと）は法律でだめだと決まっています. (書)
- (12) 2. 指定された期日までに、広告の原稿を「お問合せ先」までフロッピーディスク、メール等で提出してください. (原)
- (12) 2. 決まった日にちまでに、広告の元の文を「お問い合わせ先」に、フロッピーディスク、メールなどで出してください. (書)
- (13) 駅前など、条例で自転車やバイクを置いてはいけないと定められている区域（放置禁止区域）があります. (原)
- (13) 駅前など、市町村で決まった条例という規則で自転車やバイクを置いてはだめと決まった場所（放置禁止区域といいます）があります. (書)

【ある】

- (14) 契約書に書かれている期限内（通常、1～2ヵ月前）に家主へ契約解約の連絡をします. (原)
- (14) 約束の書類にある日にちの間（ふつうは1～2ヶ月前）に家を持っている人に借りる約束を止めることを知らせます. (書)
- (15) 初日には、陶芸の森でテープカットなどのオープニングイベントが行われた後、日本六古窯首長サミットが開催されます. (原)
- (15) 初めの日には、陶芸の森でテープを切ったりする初めのイベントがあつてから、古くから土で作る入れ物を作る日本の6つの場所の町長、市長などの方たちの集まりがあります. (書)

【もらう・もらうことができる】

- (16) 印鑑登録手続きが終了すると印鑑登録証（カード）が発行されます.

- (原)
- (16) 正式な判子を届ける手続きが終わったら印鑑登録証〔カード〕をもらいます。(書)
- (17) 家(部屋)の賃貸契約を結ぶと、家(部屋)の鍵が渡されます。(原)
- (17) 家(部屋)を借りる約束をしたとき、家(部屋)の鍵をもらいます。(書)
- (18) 強制保険の対象とならない対物損害(他人の物を壊すなどの事故)や車両損害(自動車を盗まれる)や、強制保険の対象となる対人損害であっても、事故の賠償額が自賠責保険の支払いを超える損害などのときに支払われます。(原)
- (18) みんなが入らなくてはいけない保険とは関係のない物が壊れた損害(他の人の物を壊すなどの事故)や車の損害(車がなくなる⁽¹⁰⁾)や、みんなが入らなくてはいけない保険でお金をもらうことのできる人についての損害でも、事故で払う金額が自分で決めて入った保険の金額より多い損害などのときにもらうことができます。(書)

【書いてある・書いていない】⁽¹¹⁾

- (19) あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政文書の公開請求について、次のとおり行政文書を公開することを決定したのでA市情報公開条例第20条において準用する同条例第20条第10項に規定により通知します。(原)⁽¹²⁾
- (19) あなた(の団体)について情報が書いてある市の書類を見たい人誰にでも見せてほしいと言ったときは、次に書いたようにその書類を見せると決めたのでA市情報公開条例第20条で使う同じように使う同じ条例の第20条第10項の規則を使って知らせます。(書)
- (20) *世帯調書に書かれている人全員の書類が必要ですが、他の世帯員の証明書で扶養されていることが証明できる方については、提出を省

略できます。(原)

- (20) *家族について書いてある世帯調書の全部の人の書類が必要ですが、他の家族の証明書で生活のお金をもらっていることがはっきり分かる人は、その書類を出さなくてもいいです。(書)
- (21) 通信販売にクーリング・オフ制度はありませんが、広告などに返品について分かりやすく表示されていない場合は、商品到着後8日間、送料消独者負担で返品が可能になりました。(原)
- (21) 郵便や宅配で物を買うときにクーリング・オフという規則はありませんが、その広告などに物を返す返し方が分かりやすく書いていないときは、その物が届いてから8日の間、送るお金を自分が払うことで返すことができるようになりました。(書)
- (22) 我が国においては、日本国憲法により基本的人権が保障され、「男女雇用機会均等法」、「児童虐待防止法」、「人権教育啓発推進法」等人権の社会規範となる様々な法律が制定されてきました。(原文)
- (22) 日本では、日本国憲法で人を人として大切にする権利を守ると書いてあって、「男と女が働くときに同じように機会があるとする法律」、「子どもを悪く扱うことをしないようにする法律」、「他の人を大切にすることを教えてそうすることを勧める法律」など他の人を扱うことの社会でのみんなの手本となるいろいろな法律ができました。(書)

このように、書き換え文において、受身を使わずに訳出することは可能である。また、「指定された→決まった」「発行される→もらう」のように対応がパターン化できるものも抽出できた。今後の課題は、このようにして抽出された書き換え文を一定数の日本語母語話者に提示して、「この文は日本語として自然であるか、気になった点はあるか」といったことについて聞き取り調査することである。仮にそうした調査の結果、書き換え文が自然な日本語であると認められた場合、次に必要なことは、非母語話者にとって、そうした書き換え文が原文より「やさしく」感じられるかにつ

いての調査を行うことである。これらの調査は今後の課題としたい。

6. まとめ

本稿では、受身に注目して公文書の書き換えコーパスの分析を行った。

2で見たように、直接受身を使うことは多くの場合、動作主を隠し、責任主体を曖昧にする⁽¹³⁾。そうしたことを避け、わかりやすい文書にするためには直接受身を避けることが重要であるが、今回の調査の結果から、文書としての自然さを保ったままそのように書き換えることが可能であることが示唆された。

今後はこうした成果を受け、自治体で実際に公文書を作成している部署の関係者と直接、関係を構築して、「公文書としての品格を守った、「やさしい日本語」で書かれた公文書」の普及に向けて活動を進めていきたい⁽¹⁴⁾。

注

- (1) 本稿は、2012年8月19日に名古屋大学で開かれた「日本語教育国際研究大会（名古屋2012）」において、「「やさしい日本語」の実相——受身の場合——」という題名で口頭発表した内容に加筆・修正を加えたものである。
- (2) 本研究の全体像については、庵・岩田・筒井・森・松田（2010）、庵編（2011）などを参照されたい。また、「やさしい日本語」に関する最新の研究成果に岩田・庵（2012）がある。
- (3) ϕ はそこに要素が現れないことを、「 ϕ /斜格目的語」はこの部分の要素が現なくても、斜格目的語（oblique object）で現れてもよいことを表す。
- (4) 以上のことが成り立つのは「直接受身」の場合であって、「間接受身」の場合はこのことは成り立たない。間接受身の類型論的な位置づけについては柴谷（2000: 140ff）を参照されたい。
- (5) 例えば、(2)で示されているように、「次郎が殺された。」は独立の完全文として成立する。一方、能動文で動作主を欠く「次郎を殺した。」は完全文としては成り立たない。

- (6) 本稿のもとになる口頭発表(名古屋大学 2012.8.19)において、「公文書の原文で受動文を使っている、そこに動作主を入れればいいだけではないか(したがって、受動文をなくす必要はない)」という質問を受けたが、この質問の内容は以上の点からして、極めて不自然なものであると言える。そもそも、動作主を不問にする機能を持つ受動文を使っていて、それにわざわざ動作主を挿入するのなら、初めから能動文を使えばいいのである。
- (7) ただし、母語話者にとっても受動文は能動文より処理に時間がかかるとは言えるかもしれない(この点については、後に引用する U.S. S.E.C. (1998) の議論を参照)。
- (8) 紙幅の関係で Step 1, 2 のリストは割愛する。具体的な項目については庵(2009)を参照していただきたい。なお、Step 1, 2 の内容を網羅した教材に庵監修(2010, 2011)がある。
- (9) 書き換え語の公文書には全てルビが振られることを想定しているので、漢字の問題はここでは考えない。また、語彙の難易度、および、専門用語を書き換える基準も重要な問題であるが、今回はそれには触れない。
- (10) 「盗まれる」でも、この例のように受身で訳さないことも可能である。
- (11) 「～である」は Step 1, 2 の範囲外であるが、「書いてある」のみ、かたまり(chunk)として導入してもよいと考えられる。事例でも、「～である」に前接する動詞の約半数は「書く」である(cf. 中俣 2011)。
- (12) 原文の著作権保護のために、固有名詞に相当する部分はマスキングを行って引用する。
- (13) 2 で見たように、直接受身と自動詞表現には類似性が大きい。本稿で分析した受身の使用動機と同種のことが自動詞の使用において見られる。石井(2012)によれば、扶桑社版の「新しい歴史教科書」では日本の戦争責任に関する部分で次のような自動詞表現が目立つという。この場合の自動詞の使用に、執筆者の意図が隠されていることは明らかである。なお、以下に引用する日清戦争に部分に関しては扶桑社以外にも自動詞表現を使っている教科書がある。しかし、その教科書でも日本の戦争責任に関連する他の部分では能動文を使っている。日本の戦争責任に関連する部分で一貫して能動文を使っていないのは扶桑社だけである(cf. 石井 2012)。

扶桑社：わずかな兵力しか持たない朝鮮は、清に鎮圧のための出兵を求めたが、日本も甲申事変後の清との申し合わせに従い、軍隊を派遣し、日清両軍が衝突して日清戦争が始まった。

A社：日本はイギリスの支持を期待し、朝鮮から清の勢力を除こうとして戦争を始めました。これを日清戦争といいます。

- (14) 現状では、自治体と協働した形での公文書の書き換え作業は実現していない。この点で、極めて先進的な試みであると言えるのが、NHKがWebで試験公開している「「やさしい日本語」ニュース」(NEWS WEB EASY <http://www3.nhk.or.jp/news/easy/>)である。このニュースはNHKが公式に流しているもの(つまり、報道文としての適格性を担保されたもの)である点において極めて貴重であるだけでなく、外国人(を中心とする情報弱者)に対するさまざまな配慮がなされている点において非常に重要なものである(これらの技術の詳細については美野・田中(2012)を参照)。この放送が来年度以降も継続されることを心から期待したい。

参考文献

- 庵 功雄(2009)「地域日本語教育と日本語教育文法」『人文・自然研究』3, 一橋大学
(<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/17337>)
- 庵 功雄・岩田一成・筒井千絵・森 篤嗣・松田真希子(2010)「「やさしい日本語」を用いたユニバーサルコミュニケーション実現のための予備的考察」『一橋大学国際教育センター紀要』創刊号, 一橋大学
(<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/18797>)
- 庵 功雄編(2011)「やさしい日本語を用いたユニバーサルコミュニケーション社会実現のための総合的研究」(中間報告)
(<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/19320>)
- 庵 功雄監修(2010, 2011)『にほんごこれだけ! 1, 2』ココ出版
- 石井正彦(2012)「『新しい歴史教科書』の言語使用——中学校歴史教科書8種との比較調査から——」『阪大日本語研究』24, 大阪大学
- 井上ひさし(1984)『私家版日本語文法』新潮文庫
- 岩田一成・庵 功雄(2012)「看護師国家試験のための日本語教育文法 必修問題編」『人文・自然研究』6, 一橋大学
(<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/22982>)
- 柴谷方良(2000)「3 ヴォイス」仁田義雄・村木新次郎・柴谷方良・矢澤真人『日本語の文法1 文の骨格』岩波書店
- 中俣尚己(2011)「コーパス・ドライブン・アプローチによる日本語教育文法研

究——「てある」と「ておく」を例として」——」森 篤嗣・庵 功雄編『日本語教育文法のための多様なアプローチ』ひつじ書房
美野秀弥・田中英輝（2012）「ニュース原稿のやさしい日本語ニュースへの書き換え支援ツール」『2012年映像情報メディア学会年次大会予稿集』
U.S. Securities and Exchange Commission (U.S. S.E.C.) (1998) *A Plain English Handbook*. (<http://www.sec.gov/pdf/handbook.pdf>)

付記

本稿の草稿に対して森篤嗣氏から貴重なコメントをいただいた。記して感謝いたします。本稿は日本学術振興会科学研究費補助金による基盤研究（A）「やさしい日本語を用いたユニバーサルコミュニケーション社会実現のための総合的研究」（課題番号：22242013，研究代表者：庵功雄）の成果の一部である。